

## 指定給水装置工事事業者指定店の申請手続き

### 新規の指定・指定の更新

- ・ 指定の基準に適合していれば、指定を受けることができます。
- ・ 指定の有効期間は5年間です。

### 指定・更新の基準

- ①事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任される者をおくものであること。
- ②次に掲げる機械器具を有していること。
  - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
  - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - エ 水圧テストポンプ
- ③次のいずれにも該当しない者であること。
  - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ニ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
  - へ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当者があるもの

### 申請に必要な書類

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）
  - ②機械器具調書（別表）
  - ③誓約書（様式第2号）
  - ④登記簿謄本（法人のみ）
  - ⑤定款の写し（法人のみ・原本と相違ないもの）  
住民票（個人の場合）
  - ⑥指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項
  - ⑦現在の指定店証（更新の場合）
- ※次ページの給水装置工事主任技術者の選任申請手続きも必要です

### 手数料

1件につき10,000円（申請時に納付してください）

※様式データは、[養老町ホームページ内の「各種様式ダウンロード」](#)からダウンロードできます。

## 給水装置工事主任技術者の選任申請手続き

### 給水装置工事主任技術者の選任・解任

- ・指定を受けた後は、14日以内に給水装置主任技術者を選任し、届出をしてください。
- ・給水装置主任技術者が欠けたときは14日以内に新たに選任し、届出をしてください。
- ・選任又は、解任したときは遅滞なく届出してください。

### 申請に必要な書類

- ①給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第9号）
- ②給水装置工事主任技術者免状の写し
- ③雇用証明書

ただし、選任者が代表者及び役員の場合は必要としない。

## 指定事項の変更手続き

### ○変更があったとき

次に掲げる事項に変更があったときは、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）」を30日以内に届け出てください。

- ①事業所の名称及び所在地
- ②氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
※法人にあっては定款、個人にあっては住民票を添付
- ③法人にあっては、役員の氏名  
※誓約書（様式第2）、および登記簿の謄本を添付
- ④主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

### ○事業を廃止、休止、または再開したとき

事業の廃止又は休止の日から30日以内、事業を再開したときは再開の日から10日以内に、「指定給水装置工事事業者廃止休止再開届出書（様式第11）」を提出してください。

※様式データは、養老町ホームページ内の「各種様式ダウンロード」からダウンロードできます。